

【制定】郡山市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

1 制定の要旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の施行に伴い、各種届出の様式等必要な事項を定める。

2 制定の内容

制定内容

郡山市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則で定める主な内容は、下記のとおりである。

- (1) 各種届出、証明等の様式
- (2) 中核市が工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類（工事主の予算残高証明書等）
- (3) 技術的基準の付加

郡山市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和6年6月25日

郡山市長 品川 萬里

郡山市規則第36号

郡山市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 宅地造成等工事規制区域内における規制（第7条—第20条）

第3章 特定盛土等規制区域内における規制（第21条—第34条）

第4章 雑則（第35条・第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

（土地への立入りの通知）

第3条 法第5条第2項の規定による土地の占有者に対する通知は、土地立入通知書（第1号様式）により行うものとする。

（障害物の伐除等の事前の通知）

第4条 法第6条第2項の規定による障害物又は土地の所有者及び占有者に対する通知は、障害物伐除等事前通知書（第2号様式）により行うものとする。

（障害物の伐除の通知）

第5条 法第6条第3項後段の規定による障害物の所有者及び占有者に対する通知は、障害物伐除通知書（第3号様式）により行うものとする。

（証明書等の様式）

第6条 法第7条第1項（法第24条第2項又は法第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第4号様式）とする。

2 法第7条第2項に規定する許可証は、許可証（第5号様式）とする。

第2章 宅地造成等工事規制区域内における規制

(宅地造成等に関する工事の許可申請の手続)

第7条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、当該工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号の表又は第2項第1号の表に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(資力、信用等を証する書類)

第8条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事主の預金残高証明書
- (2) 工事主の資金借入又は融資証明書
- (3) 工事主が工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合にあっては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けていることを証する書類
- (4) 工事主が個人の場合にあっては、最近3年間の所得税の納税証明書
- (5) 工事主が法人の場合にあっては、最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書及び事業経歴書
- (6) 工事主が法人の場合にあっては、発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（次号において「出資者」という。）の住民票又は個人番号カードの写し
- (7) 出資者が有する株式の数その他の持分又は出資の金額が確認できる書類
- (8) 工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書及び工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類（工事の難易度が高い場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(宅地造成等に関する工事の着手の届出)

第9条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項本文の規定による許可を受けた工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに宅地造成等に関する工事着手届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(技術的基準の付加)

第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、市長が別に定める技術的基準により、小段の設置その他適切な措置を講じなければならない。

(宅地造成等に関する工事の協議)

第11条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協

議書（第7号様式）の正本及び副本に、省令第7条第1項各号に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（第8号様式）の正本及び副本に、省令第7条第2項各号に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、法第15条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者に対し第1項又は前項の協議書の副本に所要事項を記載した上、その旨を通知する。

4 第9条及び第16条の規定は、法第15条第1項の規定による協議が成立した宅地造成等に関する工事について準用する。

（宅地造成等に関する工事の変更の許可）

第12条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の規定による変更の許可を受けようとする工事主は、省令第37条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の規定による変更の許可を受けようとする工事主は、省令第37条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第13条 宅地造成等に関する工事について、法第16条第2項の規定による届出を行おうとする工事主は、宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の変更の協議）

第14条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項で準用する法第15条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（第10号様式）に、省令第37条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項で準用する法第15条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、土石の堆積に関する工事の変更協議書（第11号様式）に、省令第37条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する届出工事の変更の届出）

第15条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書（第12号様式）に当該変更に係る事項の新旧が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の中止等の届出）

第16条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項本文の規定による許可を受けた工事主又は法第21条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに宅地造成等工事中止・廃止・再開届出書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査の手続)

第17条 法第17条第1項の規定による工事完了の検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付は、法第12条第1項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の手続)

第18条 法第18条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第12条第1項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第19条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(第14号様式)に、省令第48条第1項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書(第15号様式)に、省令第48条第2項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する届出工事の完了の届出)

第20条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、速やかに届出工事の完了届出書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

第3章 特定盛土等規制区域内における規制

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請の手続)

第21条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、当該工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第63条第1項又は第2項の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(資力、信用等を証する書類)

第22条 省令第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、第8条第1号から第9号までに掲げる書類とする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手の届出)

第23条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の規定による許可を受けた工事主又は法第27条第1項本文の規定による届出をした工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに宅地造成等に関する工事着手届出書を市長に提出しなければならない。

(技術的基準の付加)

第24条 特定盛土等に関する工事については、盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、市長が別に定める技術的基準により、小段の設置その他適切な措置を講じなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議)

第25条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書の正本及

び副本に省令第63条第1項各号に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書の正本及び副本に、省令第63条第2項各号に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、法第34条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者に対し第1項又は前項の協議書の副本に所要事項を記載した上、その旨を通知する。

4 第23条及び第30条の規定は、法第34条第1項の規定による協議が成立した特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の許可)

第26条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の規定による変更の許可を受けようとする工事主は、省令第67条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の規定による変更の許可を受けようとする工事主は、省令第67条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出)

第27条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第35条第2項の規定による届出を行おうとする工事主は、宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書を市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の協議)

第28条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第35条第3項で準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書に、省令第67条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第35条第3項で準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、土石の堆積に関する工事の変更協議書に、省令第67条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更の届出)

第29条 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による変更の届出を行おうとする工事主は、省令第61条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による変更の届出を行おうとする工事主は、省令第61条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 法第40条第1項又は第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書に当該変更に係る事項の新旧が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止等の届出)

第30条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の規定による許可を受けた工事主又は法第27条第1項、第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに宅地造成等工事中止・廃止・再開届出書を市長に提出しなければならない。

(特定盛土等に関する工事の完了検査の手続)

第31条 法第36条第1項の規定による工事完了の検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付は、法第30条第1項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(特定盛土等に関する工事の中間検査の手続)

第32条 法第37条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第30条第1項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告)

第33条 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書に、省令第78条第1項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書に、省令第78条第2項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の完了の届出)

第34条 法第27条第1項又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、速やかに届出工事の完了届出書を市長に提出しなければならない。

第4章 雑則

(法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第35条 省令第88条に規定する書面の交付を求める者は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書交付申請書(第17号様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第36条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

郡山市長



土地立入通知書

宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定により、下記のとおりあなたの占有する土地に立ち入って測量（調査）を行いますので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 立入りの目的
- 2 立ち入る土地の区域
- 3 立入りの期日 年 月 日 時から 時まで
- 4 立ち入ろうとする者の所属、職及び氏名

（注意）

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

郡山市長



障害物伐除等事前通知書

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、測量（調査）を行うため、下記のとおりあなたの所有（占有）する土地に立ち入り、障害物の伐除又は土地の試掘等を行いますので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 行為の目的
- 2 行為の内容
- 3 行為の場所
- 4 行為の期日 年 月 日 時から 時まで
- 5 行為者の所属、職及び氏名

（注意）

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

郡山市長



障 害 物 伐 除 通 知 書

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第3項前段の規定により、測量（調査）を行うため、下記のとおりあなたの所有（占有）する土地に立ち入り、障害物の伐除を行いましたので、同項後段の規定により通知します。

記

- 1 行為の目的
- 2 行為の内容
- 3 行為の場所
- 4 行為の期日 年 月 日 時から 時まで

（注意）

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第4号様式（第6条関係）

（表）

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職氏名

年 月 日生

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項又は第43条第1項の規定により、立入測量若しくは立入調査、障害物の伐除若しくは土地の試掘等又は立入検査をすることができる者であることを証明する。

年 月 日

郡山市長 

6センチメートル

9センチメートル

（裏）

注 意 事 項

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項又は第43条第1項の規定により、立入測量若しくは立入調査、障害物の伐除若しくは土地の試掘等又は立入検査をするときは、この証明書を携帯しなければならない。
- 2 関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 3 この証明書は、犯罪捜査のために使用してはならない。

第5号様式（第6条関係）

(表)

第 号

許 可 証

所 属
職氏名

年 月 日生

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、上記の者が裏面のど
おり障害物の伐除又は土地の試掘等を行うことについて、許可します。

年 月 日

郡山市長 印

6センチメートル

9センチメートル

(裏)

1 行為の目的

2 行為の内容

3 行為の場所

4 行為の期日 年 月 日 時から 時まで

注 意 事 項

1 宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、障害物の伐除又は
土地の試掘等を行うときは、この許可書を携帯しなければならない。

2 関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

年 月 日

郡山市長

工事主 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する工事着手届出書

下記のとおり、宅地造成等に関する工事に着手したので届け出ます。

記

- | | | | | | | | |
|---|-------------------|---|---|----|----|---|---|
| 1 | 許可年月日及び許可番号 | 年 | 月 | 日 | 指令 | 第 | 号 |
| | （最初に届け出た年月日 | 年 | 月 | 日） | | | |
| 2 | 工事を行っている土地の所在及び地番 | | | | | | |
| 3 | 工事着手年月日 | 年 | 月 | 日 | | | |

（注意）

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 1 欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

郡山市長

協議者 氏 名

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名 (担当部署を記載)				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度:	度	分	秒、
		経度:	度	分	秒)
5	土地の面積	m ²			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
工 事 の 概 要	(1) 盛土又は切土の高さ	m			
	(2) 盛土又は切土をする 土地の面積	m ²			
	(3) 盛土又は切土の土量	盛 土	m ³		
		切 土	m ³		
	(4) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	(5) 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
(6) 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
			c m	m	
	(7) 崖面の保護の方法				

	(8) 崖面以外の地表面の保護の方法	
	(9) 工事中の危険防止のための措置	
	(10)その他の措置	
	(11)工事着手予定年月日	年 月 日
	(12)工事完了予定年月日	年 月 日
	(13)工程の概要	
11	その他必要な事項	
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 6 9 欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

郡山市長

協議者 氏 名
土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名 (担当部署を記載)		
2	設計者の住所及び氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	m ²	
6	工事の目的		
工 事 の 概 要	(1) 土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	(2) 土石の堆積を行う土地の面積	m ²	
	(3) 土石の堆積の最大堆積土量	m ³	
	(4) 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	(5) 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	(6) 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	(7) 空地の設置	番 号	空地の幅
			m
	(8) 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	(9) 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	(10) 工事中の危険防止のための措置		
	(11) その他の措置		
	(12) 工事着手予定年月日	年 月 日	
(13) 工事完了予定年月日	年 月 日		
(14) 工程の概要			

8 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 7 欄々は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年 月 日

郡山市長

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第2項
第35条第2項 } の規定により、宅地造成等に関

する工事の変更について次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 指令 第 号

2 工事をしている土地の所在及び地番

3 変更に係る事項

事項	変更前	変更後

4 変更の理由

(注意)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

郡山市長

協議者 氏 名

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 3 項
第 35 条第 3 項 } の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名 (担当部署を記載)				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度:	度	分	秒)
		経度:	度	分	秒)
5	土地の面積	m ²			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
工 事 の 概 要	(1) 盛土又は切土の高さ	m			
	(2) 盛土又は切土をする 土地の面積	m ²			
	(3) 盛土又は切土の土量	盛 土	m ³		
		切 土	m ³		
	(4) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	(5) 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
(6) 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
			c m	m	
	(7) 崖面の保護の方法				

	(8) 崖面以外の地表面の保護の方法		
	(9) 工事中の危険防止のための措置		
	(10)その他の措置		
	(11)工事着手予定年月日	年 月 日	
	(12)工事完了予定年月日	年 月 日	
	(13)工程の概要		
11	その他必要な事項		
12	変更の理由		
13	許可番号		
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 6 9 欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

8 その他必要な事項			
9 変更の理由			
10 許可番号			
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年 月 日

郡山市長

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

届出工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項又は第 3 項
第 40 条第 1 項又は第 3 項 } の規定により届け出

た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届け出た年月日	
工事をしている土地の 所在及び地番	
【第 1 項】※ 工事をしている土地の 面積	
【第 3 項】※ 行おうとする工事の種 類及び内容	
変更事項	
変更理由	

(注意)

- 1 ※印の項目については、該当する条項について記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

年 月 日

郡山市長

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等工事中止・廃止・再開届出書

下記のとおり、宅地造成等に関する工事を中止（廃止・再開）廃止したいので届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 指令 第 号
（最初に届け出た年月日 年 月 日）
- 2 工事を中止（廃止・再開）する土地の所在及び地番
- 3 工事を中止（廃止・再開）しようとする理由
- 4 工事進捗状況及び防災措置

（注意）

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 1 欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

年 月 日

郡山市長

工事主 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 19 条第 1 項
第 38 条第 1 項 } の規定により、宅地造成又は

特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事主の住所及び氏名				
2	工事を行っている土地の 所在地及び地番				
3	許可年月日及び許可番号	年 月 日	指令 第	号	
4	報 告 年 月 日	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	第 4 回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5	報告の時点における盛土 又は切土の高さ	m	m	m	m
6	報告の時点における盛土 又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7	報告の時点における盛土 又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8	報告の時点における擁壁 等に関する工事の施行状 況				
9	擁壁の床掘りを完了した ときの状況				
10	鉄筋コンクリート擁壁の 基礎配筋を完了したとき の状況				
11	地下に埋設する集水管、暗 渠、管渠等の配置を完了し た時の状況				

(注意)

- 1 第 5 回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに 8 欄から 11 欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

年 月 日

郡山市長

工事主 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土石の堆積に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 19 条第 1 項
第 38 条第 1 項 } の規定により、土石の堆積に

関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事を行っている土地の 所在地及び地番				
3 許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令 第 号			
4 報 告 年 月 日	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	第 4 回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土 石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土 石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における土 石の堆積の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに 堆積された土石の土量 又は除却された土石の 土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を完 了した時の状況				

(注意)

- 1 第 5 回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに 9 欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

年 月 日

郡山市長

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

届出工事の完了届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項又は第 3 項
第 27 条第 1 項
第 40 条第 1 項又は第 3 項 } の規定により届け

出た宅地造成等に関する工事が完了したので届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工事をした土地の所在地及び地番	
3 工事施行者の住所及び氏名	
4 備考	

(注意)

- 1 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

